

2012年 **12/16**

第22回 最高裁裁判官国民審査



**私たちは
最高裁裁判官を
やめさせる権利を
もっています。**
(憲法79条2項・3項)

最高裁は、
憲法と人権の
此岸に
なっているか？



最高裁の姿勢を裁く機会でもある 国民審査制度に対する私たちの主張

●任命諮問委員会の設置と国会公聴会の実施

最高裁裁判官の任命手続きを透明化・民主化するために、国会で選ばれた各界有識者で構成された任命諮問委員会の設置と任命の際における国会公聴会を実現すること。

●5人の女性裁判官を

最高裁裁判官の出身別構成枠を最高裁発足当初の裁判官5・弁護士5・学識経験者5に戻し、すくなくとも5人の女性裁判官を任用すること。

●国民審査投票法の改正を

罷免を可とする裁判官には×を。否とする裁判官には○を付けさせる投票法の改正を急ぐこと。

●最高裁長官は、改めて国民審査に附されるべき

最高裁長官人事は、他の裁判官とは異なる選任方法によっているので、既に国民審査を受けた最高裁裁判官のなかから長官に任命された場合には、改めて国民審査に附されるべきであること。

憲法と人権をないがしろにする
裁判官には×を

国民の暮らしと健康に目を背ける
裁判官には×を

国や大企業の責任に目をむけない
裁判官には×を

今回、審査に付される10人の最高裁裁判官

須藤 正彦

(すどう まさひこ)
69才 第二小法廷

弁護士出身 2009年12月28日就任 2012年12月26日定年
中央大学卒 1970年弁護士登録(東京弁護士会)。日弁連綱紀委員会委員長 等

- ◆平成21年8月衆議院総選挙の1票の格差最大2.304倍につき、違憲ではないとの**多数意見**。(註1)
- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反であり、違法。しかし選挙無効とまではしないとの**少数意見**。(註2)
- ◆日の丸・君が代強制事件嘱託不採用損害賠償訴訟につき、憲法19条に違反するとはいえないとの**全員一致意見**。(註3)
- ◆生活保護老齢加算廃止訴訟(いわゆる生存権裁判)につき、基準の改定は裁量権の範囲を逸脱または濫用したものであり違法とした原審判決(福岡高裁)を破棄・差戻した**全員一致意見**。(註8)

千葉 勝美

(ちば かつみ)
66才 第二小法廷

裁判官出身 2009年12月28日就任 2016年8月24日定年
東京大学卒 1972年判事補。最高裁判事局長。最高裁主席調査官。仙台高裁長官 等

- ◆平成21年8月衆議院総選挙の1票の格差最大2.304倍につき、違憲ではないとの**多数意見**。(註1)
- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反に至っていないとの**多数意見**。(註2)
- ◆日の丸・君が代強制事件嘱託不採用損害賠償訴訟につき、憲法19条に違反するとはいえないとの**全員一致意見**。(註3)
- ◆生活保護老齢加算廃止訴訟(いわゆる生存権裁判)につき、基準の改定は裁量権の範囲を逸脱または濫用したものであり違法とした原審判決(福岡高裁)を破棄・差戻した**全員一致意見**。(註8)

横田 尤孝

(よこた ともゆき)
68才 第一小法廷

検察官出身 2010年1月6日就任 2014年10月1日定年
中央大学卒 1972年検事任官。広島高検検事長。次長検事。2007年退官・弁護士登録

- ◆平成21年8月衆議院総選挙の1票の格差最大2.304倍につき、違憲ではないとの**多数意見**。(註1)
- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反に至っていないとの**多数意見**。(註2)
- ◆君が代・日の丸強制事件嘱託不採用損害賠償訴訟につき、憲法19条に違反しないとの**多数意見**。(註4)
- ◆日の丸・君が代強制事件懲戒処分取消請求訴訟につき、職務命令は憲法19条に違反しない。戒告処分は裁量権の逸脱または濫用とはいえないが、減給処分は重きに失して妥当を欠き違法との**多数意見**。(註6)

白木 勇

(しらき ゆう)
67才 第一小法廷

裁判官出身 2010年1月15日就任 2015年2月14日定年
東京大学卒 1970年判事補。最高裁判事局長。東京高裁刑事部総括。東京高裁長官 等

- ◆平成21年8月衆議院総選挙の1票の格差最大2.304倍につき、違憲ではないとの**多数意見**。(註1)
- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反に至っていないとの**多数意見**。(註2)
- ◆君が代・日の丸強制事件嘱託不採用損害賠償訴訟につき、憲法19条に違反しないとの**多数意見**。(註4)
- ◆日の丸・君が代強制事件懲戒処分取消請求訴訟につき、職務命令は憲法19条に違反しない。戒告処分は裁量権の逸脱または濫用とはいえないが、減給処分は重きに失して妥当を欠き違法との**多数意見**。(註6)

岡部 喜代子

(おかべ きよこ)
63才 第三小法廷

学者出身 2010年4月12日就任 2019年3月19日定年
慶応大学卒 1976年判事補。1993退官・弁護士登録。慶応大学大学院教授 等

- ◆平成21年8月衆議院総選挙の1票の格差最大2.304倍につき、違憲ではないとの**多数意見**。(註1)
- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反に至っていないとの**多数意見**。(註2)
- ◆君が代・日の丸強制事件戒告処分取消等請求訴訟につき、職務命令は憲法19条に違反するとはいえないとの**多数意見**。但、諸般の事情により不利益処分が裁量権の逸脱または濫用となる場合がありうるとの**補足意見**。(註5)
- ◆生活保護老齢加算廃止違憲・違法訴訟(いわゆる生存権裁判)につき、基準の改定は裁量権の範囲を逸脱または濫用したものでなく、憲法25条にも違反しないとの**全員一致意見**。(註7)

大谷 剛彦

(おおたに たけひこ)
65才 第三小法廷

裁判官出身 2010年6月17日就任 2017年3月9日定年
東京大学卒 1972年判事補。東京高裁事務局長。最高裁事務総長。大阪高裁長官 等

- ◆平成21年8月衆議院総選挙の1票の格差最大2.304倍につき、違憲ではないという**多数意見**。(註1)
- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反に至っていないとの**多数意見**。(註2)
- ◆君が代・日の丸強制事件戒告処分取消等請求訴訟につき、職務命令は憲法19条に違反するとはいえないとの**多数意見**。(註5)
- ◆生活保護老齢加算廃止違憲・違法訴訟(いわゆる生存権裁判)につき、基準の改定は裁量権の範囲を逸脱または濫用したものでなく、憲法25条にも違反しないとの**全員一致意見**。(註7)

寺田 逸郎

(てらだ いつろう)
64才 第三小法廷

裁判官出身 2010年12月27日就任 2018年1月8日定年
東京大学卒 1974年判事補。法務省民事局付検事。法務省民事局長。広島高裁長官 等

- ◆平成21年8月衆議院総選挙の1票の格差最大2.304倍につき、違憲ではないとの**多数意見**。(註1)
- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反に至っていないとの**多数意見**。(註2)
- ◆君が代・日の丸強制事件戒告処分取消等請求訴訟につき、職務命令は憲法19条に違反するとはいえないとの**多数意見**。(註5)
- ◆生活保護老齢加算廃止違憲・違法訴訟(いわゆる生存権裁判)につき、基準の改定は裁量権の範囲を逸脱または濫用したものではなく、憲法25条にも違反しないとの**全員一致意見**。(註7)

大橋 正春

(おおはし まさはる)
65才 第三小法廷

弁護士出身 2012年2月13日就任 2017年3月30日定年
東京大学卒 1972年弁護士登録(第一東京弁護士会)。日弁連法曹養成検討会議委員 等

- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反であり、違法。しかし選挙無効とまではしないとの**少数意見**。(註2)

山浦 善樹

(やまうら よしき)
66才 第一小法廷

弁護士出身 2012年3月1日就任 2016年7月3日定年
一橋大学卒 1974年弁護士登録(東京弁護士会)。日弁連司法修習委員会副委員長 等

- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反に至っていないとの**多数意見**。(註2)

小貫 芳信

(おぬき よしのぶ)
64才 第二小法廷

検察官出身 2012年4月11日就任 2018年8月25日定年
中央大学大学院卒 1975年検事任官。東京高検検事長 2011年退官・亜細亜大学教授

- ◆平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差5.0倍につき、憲法違反に至っていないとの**多数意見**。(註2)

〈註〉

(1) 2011年3月23日 大法廷判決 衆議院選挙1票の格差選挙無効訴訟

平成21年8月総選挙の1票の格差最大2.304倍。2倍以上45選挙区につき、選挙人らが選挙区割りの違憲と選挙の無効を訴えた事件。【多数意見】は「憲法の投票価値の平等に反するに至っていたものではあるが、…憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとは言えず、…憲法の規定に違反するものということとはできない」とした。【少数意見】は、憲法違反であり、本件選挙は違法。しかし選挙無効とまではしないとした(田原、宮川)。

(2) 2012年10月17日 大法廷判決 参議院選挙1票の格差選挙無効訴訟

平成22年7月参議院通常選挙の1票の格差(5.0倍)につき、選挙人らが選挙区割りの違憲と選挙の無効を訴えた事件。【多数意見】は「投票価値の平等に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、…違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている」としつつ「国会の裁量権の限界を超えているとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない」とした。【少数意見】は、憲法違反であり本件選挙は違法。しかし選挙無効とまではしないとする(田原、須藤、大橋)。

(3) 2011年5月30日 第二小法廷 日の丸・君が代強制事件嘱託不採用損害賠償訴訟

都立高校の教諭が、卒業式における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命ずる旨の校長の職務命令に従わず、起立しなかったところ、職務命令違反等に当たることを理由に定年退職に先立ち申し込んだ嘱託員の採用を不合格とされたことに対して、同職務命令が憲法19条に違反し違法であるとして損害賠償等を求めた事件。【全員一致意見】本件職務命令は思想および良心の自由についての間接的制約となる面はあるが、必要性および合理性が認められるので憲法19条に違反するとはいえない。

(4) 2011年6月6日 第一小法廷 君が代・日の丸強制事件嘱託不採用損害賠償訴訟

上記(3)事件と同内容の事件。【多数意見】は本件職務命令は思想および良心の自由についての間接的制約となる面はあるが、必要性および合理性が認められるので憲法19条に違反しないとした。【少数意見】は、本件職務命令は憲法審査の対象となり、原判決を破棄し差し戻すとした(宮川)。

(5) 2011年6月14日 第三小法廷 君が代・日の丸強制事件戒告処分取消等請求事件

上記(3)事件と同様の事情の下で、東京都八王子市または町田市の市立中学の教諭が校長の職務命令に従わず、起立しなかったところ、戒告処分を受けたことに対して処分取り消し等を求めた事件。【多数意見】は、本件職務命令は思想および良心の自由についての間接的制約となる面はあるが、必要性および合理性が認められるので憲法19条に違反するとはいえないとした。【少数意見】は、起立を求める部分には職務命令の合理性を認めるが、斉唱を求める部分については憲法19条に違反する可能性があるとして、審理不尽で破棄差し戻すべきとした(田原)。

(6) 2012年1月16日 第一小法廷 日の丸・君が代強制事件懲戒処分取消請求訴訟

上記(3)事件と同様の事情の下で、都立高校・都立養護学校の教職員が校長の職務命令に従わなかったところ、懲戒処分(1名は減給処分、その余は戒告処分)を受けた事件。原審東京高裁は、戒告処分および減給処分は裁量権の逸脱または濫用であるとして処分を取り消した。本第一小法廷判決【多数意見】は、本件職務命令は憲法19条に違反しないとしたうえで、戒告処分については裁量権の逸脱または濫用とはいえないが、減給処分は重きに失して社会観念上著しく妥当を欠き、違法の評価を免れないとした。【少数意見】は、本件職務命令は憲法19条に違反するものであり、その点を留保するとしても本件懲戒処分は裁量の範囲を逸脱または濫用するものであるとした(宮川)。

(7) 2012年2月28日 第三小法廷 生活保護老齢加算廃止違憲・違法訴訟(いわゆる生存権裁判)

生活保護における70才以上の者を対象とする生活扶助の加算(老齢加算)が保護基準の改定により廃止され、支給額が減額されたことについて、そのような改定は違憲・違法であるとして減額決定の取り消しを求めた事件。【全員一致意見】本件基準の改定は裁量権の範囲を逸脱または濫用したものでなく生活保護法に違反するものでない。憲法25条にも違反しない。

(8) 2012年4月2日 第二小法廷 生活保護老齢加算廃止違憲・違法訴訟(いわゆる生存権裁判)

上記(7)事件と同内容の事件。【全員一致意見】基準の改定は裁量権の範囲を逸脱または濫用したものであり違法とした原審判決(福岡高裁)を破棄し差し戻し。

国民審査とは…

私たちの憲法は、立法、行政、司法の三権分立を大原則とし、相互にチェックしながら平和・民主主義・基本的人権がきちんと守られるように組み立てられています。立法は国会（衆、参両院の議会）が、行政は内閣が、司法は裁判所がそれぞれ担い、特に、裁判所には、違憲立法審査権が認められ、「人権の砦」の役割が課されています。

裁判所の頂点に立つ最高裁判所の裁判官人事（定員15人）は、内閣が独占し（任命。長官だけは政府が指名して天皇が任命する）、この最高裁が全国の下級裁判所裁判官に対する人事権を握る仕組みになっています。

最高裁裁判官の人事が時の政府に独占されているのは、政府や行政、政治に影響を持つ政治勢力に事実上迎合し、あるいは、国民の常識から大きくかけ離れた判決を下すような最高裁にならざるを得ません。例えば、福島原発事故が起きるまでに、原発の差し止めや原子炉設置処分の無効の確認などの訴えに対する最高裁の判決は11件に上りますが、いずれも電力会社と行政に追従し、住民側の指摘を軽々に退けています。最高裁の責任は重大です。

憲法第79条には、政府による最高裁の裁判官人事に問題がないか否かを審査し、不適格な裁判官を罷免（辞めさせる）する権利を主権者である国民に保障し、これを具体化するために国民審査制度が設けられています。

骨抜きと活性化…

しかし、昭和27年2月、最高裁自身が、この国民審査は裁判官を辞めさせるか否かを決める制度であるから、「×」印をつけたい投票者だけを明らかにすれば足り、「何も書かない」票を全て信任扱いして良いとの判例を出し、国民審査制度を骨抜きにしてしまい、そのままこの判例にそくした制度運用が踏襲されてきました。現行憲法の下で、過去21回の国民審査が実施されましたが、審査対象のべ157名の裁判官で罷免になった者は一人もいません。制度自体が最高裁の判断で空洞化され、国民審査無用論まで公然と叫ばれている始末です。

そこで、私たちは、1970年に入ってから現在まで、各界の

皆さんとともに、国民審査をあるべき制度として活性化させるために、政府が選んだ最高裁裁判官に関する情報を国民に十分開示するとともに、投票したくない、または判断できない有権者には棄権の自由を保障すること、早急に国民投票法を改正して「〇×」式投票にすること—などを求め、粘り強く運動をしてきました。

私たちは、事前には国民的チェックのないまま秘密裏にされる最高裁裁判官人事を厳密に審査するだけでなく、最高裁の親与党的・反人権的体質や姿勢を裁くまたとない機会として重視し、主権者の意思を正しく反映した国民審査制度の実現を目指していきたくと考えています。

信任のからくりと×印票…

現行の国民審査は、くじ引き順に告示された対象裁判官名（多い時には10名にものぼることがある）を1枚の投票用紙に印刷し、個々の裁判官の氏名上欄ごとに、「×」をつけるか、何も書かない（無記載）かして投票箱に入れる仕組みです。

この制度の最大の問題点は、「×」記載か無記載かしか許されず、無記載票は「信任」票とみなすこと、言い換えれば、「何も書かない」投票を「信任」したものと擬制するからくりです。棄権したい者や、対象裁判官のことをほとんど知らない者、信任に値するか否か判断できない者も、「何も書かないで投票」した場合には、全て信任したものとみなされるのです。

もちろん、最初から、投票用紙を受け取らないか、いったん受け取っても、投票したくない場合には、係員に返すことも認められています。

この書き方や対応を間違えて、用紙全体に×、○をつけたり、記入欄が正確であっても、「〇」、「△」などを記載しますと、その投票全体が無効にされます。

これまでの審査結果では、対象裁判官の平均値の最高では、投票総数のうち×印票が12.95%（第9回）、無効票が9.86%（第8回）の記録が見られますが、私たちは、国民審査をより意義あるものにするため、対象裁判官に関する様々な情報を可能な限り有権者に伝えることを前提に、最低でも、1000万台の×印票、そして、棄権の自由を徹底して2000万台の棄権票を目標に運動をしてきました。

投票上の注意

1 信任できない裁判官には一人ひとりに「×印」をつけましょう。

×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
須藤	千葉	横田	白木	岡部	大谷	寺田	大橋	山浦	小貴
正彦	勝美	尤孝	勇	喜代子	剛彦	逸郎	正春	善樹	芳信

2 何もかかないと、なんと、「信任票」になってしまいます。この不条理！

須藤	千葉	横田	白木	岡部	大谷	寺田	大橋	山浦	小貴
正彦	勝美	尤孝	勇	喜代子	剛彦	逸郎	正春	善樹	芳信

3 ○や△など×印以外を書くと「無効」になってしまいます。要注意！

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須藤	千葉	横田	白木	岡部	大谷	寺田	大橋	山浦	小貴
正彦	勝美	尤孝	勇	喜代子	剛彦	逸郎	正春	善樹	芳信

4 信任か不信任か、分からないときには投票用紙を受け取らない。

司法の民主化を求める実行委員会

問い合わせ先 日本民主法律家協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル2階

TEL 03-5367-5430 FAX 03-5367-5431 メール info@jdla.jp

■インフォメーション

ホームページ <http://www.jdla.jp/> より、このリーフをダウンロードできます。

ご活用下さい。第21回までの国民審査統計表も掲載してあります。

まわりの方に、このリーフを活用して、国民審査について、司法について、お考えいただき、ご意見をお寄せ下さい。

■取扱い団体